

平成20年第3回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年9月24日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

10番 木村松雄	11番 阿部雅志
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 吉岡 聖司
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 岩脇 正治
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 富澤 公一	吉野支所長 西岡 司
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 池光 博
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

- 日程第 1 報告第 4 号 平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 2 報告第 5 号 平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 5 7 号 平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 平成19年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 阿波市市庁舎建設基金条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改

正について

日程第 17 議案第 72 号 あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止
について

日程第 18 議案第 73 号 中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央
広域環境施設組合同規約の変更について

日程第 19 議案第 74 号 動産の取得について（消防ポンプ自動車及び小型動力ポン
プ付積載車の購入）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 21 発議第 6 号 阿波市議会議員の定数を定める条例について

日程第 22 発議第 7 号 地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を求める意見
書の提出について

日程第 23 推薦第 2 号 農業委員会委員の推薦について

日程第 24 議案第 75 号 教育委員会委員の任命について

日程第 25 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（稲岡正一君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 報告第 4号 平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書について

日程第 2 報告第 5号 平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 3 議案第57号 平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第58号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第59号 平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第60号 平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第61号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第62号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第63号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第64号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第65号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第66号 平成19年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第13 議案第67号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 14 議案第 68 号 平成 20 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 15 議案第 70 号 阿波市市庁舎建設基金条例の制定について

日程第 16 議案第 71 号 阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 議案第 72 号 あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について

日程第 18 議案第 73 号 中央広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び中央広域環境施設組合規約の変更について

日程第 19 議案第 74 号 動産の取得について（消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の購入）

○議長（稲岡正一君） 日程第 1、報告第 4 号から日程第 19、議案第 74 号までを議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会、決算審査特別委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めたいと思います。

総務常任委員会委員長江澤信明君。

○総務常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 9 月 16 日に会議を開き、付託されました報告 2 件、決算認定 4 件、補正予算 2 件、条例の制定 1 件、その他 2 件につきまして慎重に審査を行い、その結果、提出議案につきましては、いずれも原案のとおり承認、認定及び可決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第 4 号、議案第 58 号、第 62 号、第 65 号、第 73 号、第 74 号については、全会一致での可決であります。

次に、審査の経過であります。その内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、報告第 5 号平成 19 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。委員より、実質公債比率の件ですけれど、3 年間の平均だと思いが、年々公債費が上がっているのに、平成 17、18 年、19 年度と公債比率がなぜ下がっているのかとの

質疑があり、理事者から、前年に比べて下がった要因は、元利償還金から差し引かれる交付税に算入される額に相当するようなものが増加したことで、具体的には一般に臨時財政対策債9,500万円の増、それと中央広域環境施設組合の建設費の償還に伴う交付税の算入額が1億400万円余りふえたこと、それともう一つは、健全化法が始まって、今まで中央広域環境施設組合の加入の構成町村に交付税算入の額だけを配分していたが、それによって各市町村は実質公債比率が下がったわけですが、健全化法の施行に伴って、県と相談したところ、交付税が算入されているところで全部それを数字に入れるべきだということで、実質公債比率が下がってきていることになるとの答弁でした。

続いて、議案第59号平成19年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、医療費の1割と3割の所得の境界はどこにあるのかとの質疑があり、理事者から、後期高齢者医療分については、課税所得額145万円を超えた人が3割、2人世帯でも145万円を超えた人がいる世帯の場合は3割になる。課税所得額を超えたら、次に収入の目で見て控除が多い人も少ない人もいるため、収入のほうで1人なら383万円未満が1割、世帯で被保険者が複数いる場合は、収入額が520万円未満である場合については1割、これは申請してもらうようになるとの答弁でした。

続いて、議案第67号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についての所管部分であります。委員より、情報ネットワーク工事中継の分を具体的に説明をとの質疑があり、理事者から、県内18局のケーブルテレビが協議会を持っており、その中の取り組み事業として、阿波踊りの生放送の中継、高校野球の県大会の予選の放送、県議会の放送と、3つの事業があり、これについてそれぞれが取材するものではなく、協議会としてケーブルテレビ徳島が核となりそれを取材、編集して、かかった経費をそれぞれの局の加入世帯数とか均等割で協議会のほうから請求されるものとの答弁でした。

次に、委員より、庁舎の件ですが、5カ所と阿波農業高校のほかに検討しているということですが、どのような分野で、どのような方法で検討されているのか、また阿波農業高校の対応はどのように進められているのかとの質疑があり、理事者から、もっとほかに条件が合う適地を探していて、問題点はないか探しているところです。阿波農業高校については、現在は徳島県教育委員会の教育改革課が窓口として阿波農業高校と鴨島商業高校の再編計画の状況把握に努めているところであり、県のほうもまだ具体的にはっきりしたカリキュラムまでは至っていないようなので、そこらの話をさせていただいたとの答弁でした。

次に、委員より、具体的に庁舎の中では、検討委員会はそれぞれの角度で検討されているようですが、やはりこの問題はもっと市民レベルの目線に落とすべきだと思う、いち早くみんなの市民のレベルの中に話しに入って、場所も規模も含めて、ぜひ今回進んだ経緯を踏まえてやっていただきたいとの質疑があり、理事者から、隣の町の検討委員会の経過あるいは議事録、資料等を随分勉強させていただいた。相当レベルの高い市民の方に説明する限りは、我々検討委員会のメンバーもそれなりの勉強をしなくては対応が難しいということで今まで引き延ばしてきたわけで、そのレベルまでなってきたので、早い機会に市民を交えて検討委員会を立ち上げたいとの答弁でした。

以上、総務常任委員会における審査結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局にてご高覧ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長阿部雅志君。

○文教厚生常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月17日に会議を開き、付託されました決算認定3件、補正予算1件、条例改正1件について審査をいたしました結果、付託案件についてすべて原案のとおり認定及び可決すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の経過の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、議案第60号平成19年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、阿波市の介護認定者数が吉野川市から比べ1,000人少ない。人口の差は当然あるが、もし阿波市がきつい認定で少ないとしたら、認定の方法に問題があるのではないか。阿波市の人が不利益をこうむるようなことはないのか。現場の方でもう一度吉野川市と突き合わせをして、原点に戻って、不平等が起こっていないか調べてはどうかの質疑

があり、認定の方法については、同じ体系で審査をしている。主治医の意見書をつけ、調査員の調書に基づき、第1段階でコンピューターである程度認定、要支援1から要介護5まで該当するかどうかして、それに基づいて、次に吉野川市の審査会で最終決定をする。申請が上がってきた分についてすべて送っているの、吉野川市だ阿波市だからというのでなく、公平性はあると思う。適正にされてると思うが、再度確認してみるとの答弁でした。

次に、委員より、収入の不納欠損の部分で、介護保険も65歳の人で元気な人が多くなってるだろうし、介護の認定を受けられない人がお金だけ出してサービスが受けられないという人をよく聞く。収入のない人から取っていくという部分も、制度改正で恐らく全国的に出てくると思うが、阿波市も真剣に考えていかないと、収入が入らないということがかなり出てくるのではないか。この収入未済額、不納欠損がふえていく可能性があるの、もう少し研究してはどうか質疑がありました。介護保険制度が平成12年に発足し、今まで運用してきているが、40歳から65歳まで給料の天引きで滞納はない。それと、65歳以上で年金から天引きの方も多分滞納はない。これ以外の普通徴収の65歳以上の方で残っている方がいる。介護保険料を滞納している方は、サービスが全然受けられていない方で、粘り強く介護保険制度の必要性を説明しても、なかなか理解してもらえない方が多く不納欠損と収入未済額が出ている。滞納者に対して、保険料を滞納していると介護給付が受けられなくなる旨を担当者が説明し、制度の説明、納付相談も実施しながら、納付を促していきたいとの答弁でした。

次に、議案第63号平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、集落排水が建築されて大分になるが、加入率の低さの原因についてどういう方策を考えているのか。また、維持管理費がかなり割高になっている。違う考え方として、周辺の区域を変えて、その区域に取り組んでいくとか、加入率を広めていくという発想にはならないのか。せっかく処理能力の規模があるのに効率が悪く、処理経費が多くかかっている。処理能力が足らなくなったら機能強化という制度もあり、現実に行っているところもある。厳しい予算なので、いろいろそういうことも考えたらどうかとの質疑があり、最初の計画は、大野神住宅、野田原団地が102戸の加入計画でしたが、住宅が加入していないということで加入率が低くなっている。また、この事業は、国、県の補助をいただいて計画区域を決めているので、計画変更、機能強化についてもよく検討したいとの答弁でした。

次に、議案第64号平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、理事者より詳細に説明を受け、原案のとおり認定をいたしました。

次に、議案第67号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）所管部分について（福祉部関係）、委員より、次世代育成支援対策行動計画策定業務委託料の内容について質疑があり、国の次世代育成支援対策推進法があり、各市町村ごとに行動計画を策定するようになっている。5年ごとに見直すように法で決まっているので、平成21年度が見直しの時期となっている。今回は、その前年度ということで、市民の次世代育成に対する要望というものを約2,500人の方を抽出してアンケートをとる。アンケートをとったり、分析したりする事業を業者に委託するもので、これはすべての市町村ごとに行動計画を策定するというに決まっているとの答弁でした。

次に、議案第71号阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、理事者より詳細に説明を受け、原案のとおり可決いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、文教厚生委員会報告を終わります。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長岩本雅雄君。

○産業建設常任委員長（岩本雅雄君） ただいま議長の指名がございましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月18日、委員6名出席のもと会議を開き、付託案件の審査をいたしました。案件は、決算認定2件、補正予算1件、その他1件であります。

慎重に審査を行った結果、付託された議案についてはすべて原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程であります、その内容の主なものについて概要を申し上げます。

まず、議案第61号平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、委員より、公債費に関し、一般会計からの繰入金369万8,5

00円について、今年で起債の償還が終わったという説明があったが、次年度からは繰入金をかかり減らすことができるのかとの質疑がありました。理事者より、繰入金については、平成19年度に起債の償還が終わった。20年度の当初予算では418万円となっており、この部分では減っているが、施設費の修繕費で2基ある送水ポンプのうち1基が壊れていたため、それを新しくすべく予算を当初で計上しているのので、その分がふえており、差し引きでは若干ふえている。また、施設が1980年ごろに設置されているので、今後かなり修繕費が必要になると思われ、修繕費などの増減によるとの答弁でした。

次に、議案第66号平成19年度阿波市水道事業会計決算認定についてであります。委員より、伊沢谷簡易水道事業とも関連するが、19年度決算の意見書の中に、簡易水道も合併したらどうかといったことが書かれている。説明では、伊沢谷簡易水道も設置からの年数が経過しており、今後修繕費がかかるというようなことであるが、簡易水道と阿波市の上水道をつなげるというような検討はされたのかとの質疑があり、理事者より、上水道から伊沢谷簡易水道へ連絡管などでつなぐというような検討はしていない。さまざまな方法があると思うが、旧阿波町の上水道はポンプ施設などは整備されているが、配水池の容量不足や耐震化などの課題が残っているので、それらの課題を解決しなければ、伊沢谷簡易水道と連結することは難しい。ただ、会計を上水道と統合することなどは視野に入れて、今後検討したいと思っているとの答弁でありました。

また、委員より、収支の不足分を減価償却費で補てんしているように感じられるが、公営企業としては減価償却費に対する考え方をどのように持っているのかとの質疑があり、理事者より、地方公営企業の会計では、収益的収支の分についての減価償却費については、現金の支出を伴わないので、資本的収支の支出がオーバーした場合の補てんとしては、収益的収支の減価償却費で補てんするようにと地方公営企業法に規定されているとの答弁でありました。

続いて、議案第67号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についての所管部分であります。委員より、道路橋梁費について、道路維持費の修繕費と道路新設改良費の修繕費とはどのような違いがあるのかとの質疑があり、理事者より、道路維持費の修繕費については、本当に小さい50万円以下の修繕を、道路新設改良費では、原則的に50万円以上の修繕をしているとの答弁でした。

また、委員より、商工費の温泉センター費、平成19年度分の燃料高騰対策について、またこれに関連し、農業についてはほとんど国の対策に乗っていくということのようであ

るが、地元の農業もやはり燃料の高騰で困っている。基幹産業として、そういった対策をしていかなければいけないと思うが、国や県の手の届かない部分の対策は、今後も含め、考えないのかとの質疑がありました。理事者より、温泉センター費については、最近の燃料の高騰が続き、阿波市においても、金清、土柱の温泉施設の運営に当たり収益事業に大きな影響を及ぼしている。このため、継続性を有する燃料費の高騰に対し、燃料費の一部を補助することにより円滑な施設の運営を進めたいと考えている。土柱、金清の両財団法人ともに、収益事業の落ち込みがあり、平成19年度は赤字決算になっているが、経営努力以外の燃料の高騰が大きな要因であることから、18年度の1リットル当たりの1年間の平均単価を基準に19年度の燃料高騰分の差額を19年度の実績に基づき精算した金額を今回の補正予算案に計上している。現在の原油高騰については予測できないものということをお願いしたい。また、農業への対策については、原油等の高騰に伴う総合経済対策を国が進めている。また、国の総合対策でできない部分について、県が、特に油をよく使う運送業者また農業関係については、施設園芸農家等への対策を考えているようである。そのあたりの状況を見きわめながら素早い対応をしていきたいと思っており、市単事業では、現在のところ考えていないとの答弁でした。

次に、委員より、道路橋梁費に関し、他の科目も含め、修繕費が大幅に削減されてきているように聞くが、当初予算と合わせて現在幾らで、昨年度と比べてどのくらい増減しているのかとの質疑があり、理事者より、道路維持費で、当初が2,000万円、補正額1,500万円、計3,500万円になっている。昨年度は4,300万円程度の決算額となっているとの答弁でした。

また、委員より、住宅管理費の市営住宅耐震診断委託料について、診断をする団地数と戸数は、また残りの住宅の耐震はどのような計画なのかとの質疑があり、理事者より、耐震診断委託料の570万円は、19団地、210戸についてであり、そのうち診断をするのは19戸で、つくりが同じということで、それぞれ抜粋して1棟の診断をするという事業である。残る約610戸については、耐用年数が過ぎているということで、公営住宅整備計画を平成21年度から策定するようになっており、その中で現存する住宅をどのようにしていくのか、また民間の住宅を市が借り上げる方法なども含め、整備計画の中で考えていきたいとの答弁でありました。

続いて、委員より、道路新設改良費の設計監理委託料が1,000万円、工事請負費が2,000万円の補正額となっており、工事請負費に対し設計委託料が約半分になってい

るが、補正額がこの工事請負費に対する設計委託料とすれば、設計委託料が大き過ぎるよ  
うに思われる。また、予算要求をもう少しわかりやすくできないのかとの質疑があり、理  
事者より、この予算書には明細が記載されていないので、委員のご指摘のとおりだと思  
う。今後、わかりやすい説明書などを添付するようにしたい。また、設計委託料が高いと  
の指摘については、今回の補正を含め、設計監理委託料が2,000万円、工事請負費が  
1億1,000万円ということで、全体的な割合にすると、飛び抜けた設計委託料の数字  
ではないと思う。市内で40路線の事業をしていくのに必要だと考えているとの答弁であ  
りました。

次に、議案第72号あさんライブミュージアム周遊バス運行管理協議会の廃止について  
であります。理事者より詳細説明を受け、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

また、付託された議案の審査に続き、「地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を  
求める意見書」の提出についてを議員提出議案とすることを議題といたしました。全会  
一致で、原案のとおり議長に提出することを決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会における審査の報告とさせていただきます。その他詳しい内容に  
つきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上であります。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会委員長吉川精二君。

**○決算審査特別委員長（吉川精二君）** 議長の指名がございましたので、決算審査特別委  
員会の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月19日、委員9名全員出席のもと、部局ごとに会議を開き、付託  
されました議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査い  
たしました。

慎重に審査をした結果、本案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

平成19年度一般会計決算の総額は、それぞれ歳入が212億1,954万6,016

円、歳出が208億174万266円であり、差し引き額は4億1,780万5,750円となっております。

続きまして、審査の経過であります。その内容の主なものについて概要を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、委員より、財産収入に対し、財産貸付収入の土地建物貸付収入の内容と公有財産売払収入の内訳を教えてくださいとの質疑があり、理事者より、土地建物貸付収入1,059万5,000円の内訳については、このうち1,000万円が御所リゾート株式会社への土地・建物の貸し付けによるもので、その他銀行ATM設置の分が36万円、占用料が11万円程度となっております。これらが大まかなところであるとの答弁でございました。

また、土地建物売払収入227万1,000円については、法定外公共物ということで、いわゆる赤線を普通財産に切りかえて売ったものが6件、その金額が196万9,000円、それと普通財産で売り払いをした分が1件、その金額が30万1,000円となっております。計7件の売り払いをしているとの答弁でした。

また、委員より、財産に関する調書に関し、公有財産の有価証券について、四国放送株式会社株券の保有高が23万500円の減となっているが、これはどういう理由によるものかとの質疑があり、理事者より、ことし4月にそれぞれの財産について精査をした中で、この箇所について平成17年度から誤った数字が記載されていたことがわかり、今回訂正をお願いをいたしました。株券を全部集計し、会社にも確認した結果、旧町からの引き継ぎの額との誤差が出てきた。それが、平成16年度の旧4町の決算書の差額でもあるので、そのときの間違いと思われるとの答弁でございました。

次に、市民部関係でございますが、委員より、戸籍住民基本台帳手数料の住民基本台帳カード交付手数料7万9,000円について、市民への住基カードの交付状況はどの程度進んでいるかとの質問があり、末端の行政団体として住民の方にPRし、より有効な活用を図っていただきたいとの質疑がありました。理事者より、住基カードについては、合併前の平成16年度までに64枚交付をしていた。17年度は46枚、18年度が55枚、19年度が158枚、20年度は8月現在で45枚交付をしている。昨年からは、税の電子申告e-Taxに必要なため交付が伸びましたが、今のところ国民健康保険をカードにのせるなどの多目的利用の法整備等も進んでいない。市の窓口としては、高齢者等で運転免許証を持っていない方に、本人確認のための身分証明にもなるということでお勧めもして

おり、去年ごろから交付枚数が伸びてきているというような答弁でございました。

また、委員より、環境衛生費の委託料から支出されている吉野川市鴨島斎場利用委託料1,837万3,000円について、阿波市の方が利用した場合、吉野川市内の方が4万円のところを8万円支払っており、差額の4万円を個人に払い戻す形をとっていると思うが、この委託料はどのようなものかとの質疑があり、理事者より、旧土成町と吉野町に火葬場がなかったことから旧鴨島町の斎場を利用しているということで、鴨島の斎場が老朽化し、起債を借りて改修工事をしたとき、一部事務組合等の構成町でない上板町、吉野町、土成町については、維持管理費という応分の負担をするということで、その3町で計3,000万円という額が決められ、起債の償還が済むまでの間、3町において毎年金額を設定し負担することになったもので、平成19年度の割り当て分の委託料であるとの答弁でした。

次に、教育委員会関係でございますが、委員より、教育費委託金の中に、豊かな体験活動推進事業費委託金、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委託金、問題を抱える子供等の自立支援事業委託金とあるが、どのような事業をされたのか、支出科目についてもお伺いしたいとの質疑があり、理事者より、豊かな体験活動推進事業費委託金150万円については、平成19年度は、一条、八幡、大俣の各小学校と阿波中学校が国の指定を受けている。この委託金は、一度市の歳入となり、市から各学校に35万円ずつ補助金として支出をしている。学校教育においても、いろいろな体験活動、社会奉仕、自然との触れ合い、勤労、文化や芸術を通して、地域社会との交流を図ることをねらいとし、事業に取り組んだ。また地域ぐるみ安全体制整備事業200万円については、昨年度は、林、伊沢、久勝の各小学校が、国からモデル校の指定を受けており、安全・安心な学校づくりを支援しようとする事業である。スクールガードを設置し、帽子、ジャンパー、腕章などの購入、安全マップ、啓発プレートの作成など、活動に要する経費として支出をしている。また、問題を抱える子供等の自立支援事業委託金100万円については、不登校の子供たちの自立支援、学校復帰への支援として、あわっ子スクールの活動経費として事業を実施したとの答弁でございました。

次に、健康福祉部関係でございますが、委員より、障害者福祉費の障害児を育てる地域支援事業委託料406万7,000円について、どのような事業で、国、県の補助金は幾らなのか、また放課後健全育成事業費2,741万8,000円について、運営委託料として1,925万7,000円が支出されているが、市が直営で運営している分の金額を

教えてほしいとの質疑があり、理事者より、障害児を育てる地域の支援体制整備事業については、平成19年度の障害者自立支援対策臨時特例補助金事業で、財源は10分の10が国費を伴う県費であり、阿波市社協に委託し事業を実施した。常時相談等のための場所の整備や講演会の開催、保護者のための講座、ミニフェスティバルなどの事業に292万円、療育器具の整備、遊具、図書などの配備に114万7,000円の事業費となっている。また、放課後健全育成事業については、市内に7カ所の放課後児童クラブがあり、そのうち吉野町の2カ所が直営である。阿波町と土成町の計5カ所は民営である。直営分については、嘱託職員6名の報酬が計720万円のほか、諸経費が支出をされている。財源として、県補助金835万4,000円、利用料181万7,000円が充当されているとの答弁でした。

最後に、産業建設部関係でございますが、委員より、土柱自然休養村温泉センター費と金清活用センター費の運営費補助金はどのような性格のものか、また来客者数の推移はどうなっているか、現在ある施設がなくなるということは避けなくてはならず、何とかして営業が成り立つような対策をしてもらいたいとの質疑があり、理事者より、この運営費補助金については、温泉施設の修繕のための補助となっている。リスク分担を市とそれぞれの施設を管理する財団との間で取り交わしており、20万円以上の修繕については協議をし、市が負担するようになっている。また、平成19年度の入浴者数は、土柱休養村が5万9,194人、金清が5万5,030人となっているとの答弁でした。

また、委員より、土木使用料の住宅使用料の不納欠損額が137万1,000円となっているが、件数、中身はどうなっているか、また収入未済額について今後どのような対応を考えているのかお聞かせ願いたいとの質疑があり、理事者より、不納欠損額については使用料ということもあり、慎重に不納欠損をしている。137万1,000円は、12団地計13件分であり、入居者の死亡、退居後に担当課の調査で所在が不明といった案件で、やむを得ず不納欠損をしたものである。また、収納率向上のための今後の対策については、滞納繰越分を極力発生させないことが重要であり、滞納整理の早期着手を図ることが滞納の減少につながることから、現在の取り組みに加え、適時に凛乎徴収の実施、滞納事務整理の手順の明確化、分納誓約以降の徹底管理等を行っていき、収入未済額の減少のために努めてまいりたいとの答弁でした。

また、全体に係る事項として、市税、使用料等の収納率の向上に、今後なお一層努めるとともに、使用料等については、受益者負担の性質、市民間の公平性の確保の点からも、

不納欠損額が極力出ないように十分留意していただきたいとの意見が出されました。

以上、申しあげました経過で、委員会は午後5時10分に散会をいたしました。

決算審査特別委員会における審査の結果並びに経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧をください。

以上、決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 以上で報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員会、決算審査特別委員会委員長の報告を終わりたいと思います。

これより討論に入ります。

議案第70号阿波市市庁舎建設基金条例の制定について討論の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

反対者、3番正木文男君。

○3番（正木文男君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきまして、ただいまから第70号阿波市市庁舎建設基金条例の案件につきまして、反対の意見を述べさせていただいたと思います。

きょう、傍聴の方も見えておりますので、多少ちょっと時間をとらせていただいて、説明をさせていただいたらというふうに思います。

9月12日の質疑のときにも述べられましたように、またきょうも何名からの傍聴の方も来ておられますように、市民においては庁舎建設について関心もあり、賛否両論さまざまな意見があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、本条例に対して反対の理由、意見を述べるわけですが、まず本条例の大前提となる基金条例であります。大前提となる庁舎建設について、建設中止、見直しをすべきであると私は考えております。まず、そのところから説明をさせていただいたらと思います。

きょう、この資料、これ皆さんには配ってます。こういう資料、行ってますかね。

それでは、この資料によりまして、このほうがよりまとまっております、時間もスム

ーズにいくんじゃないかなと思いますので、これをさらっと読み上げてまいりたいと思います。

まず、1、概要。合併後、3年目となり、今求められている行政の重要課題として、新庁舎建設問題を含む行政組織のあり方が問われている。他の重要施策もあるが、この課題について方向づけをすることが喫緊の課題と考える。

2、1番、行政組織のあり方。行政のあり方。小さな組織で大きな効果の発現、住民参加による行政運営、官民連携による行政運営、弱者に優しい行政サービスの提供、こういうものが今の大きな流れとして行政に求められる、時代の方向に合った行政のあり方じゃないかなというふうに思います。

2番、行政組織の考え方、役割。本庁においては、総務、企画、財政、情報政策、産業経済、環境、福祉、議会等の基幹的業務の執行に対応する組織、人員配置を行う。支所機能を生かす。身近で市民生活に密着した行政サービスの拠点、お年寄りが電動カーで行ける身近な役所、支所の存在。戸籍住民票の写し、届け出、印鑑登録証明書交付、住民税、固定資産税等の窓口としての市民窓口。国民健康保険、介護保険等の窓口としての福祉窓口。簡易な公共基盤の維持補修等の窓口として、地域振興窓口。こういうものが、末端の行政サービスの拠点として、支所機能として生かすべきではないか。

3、新庁舎建設における問題点。1番、新しく統合庁舎をつくる意義が希薄である。合併の推進イコール新庁舎の建設と考えていないか。経済情勢の厳しい現況においては、直接住民サービスにつながらないものや無駄なものは抑え、効率的行政運用が求められている。昨今の厳しい社会情勢においてこそ、行政が率先して質素節約に努めるべきである。

2番、合併後、阿波市としての行政サービスのあり方、考え方が確立されているのか。その中で、統合庁舎の位置づけが確立されているのか疑問である。きめ細かな行政サービスの提供のためには、少人数による支所機能の存続は必要である。小さな役所のためには、住民参画型行政への取り組みが必要と考えられ、そのためにも地域に密着した行政拠点が求められる。

3番、庁舎建設に対する住民意向の反映。現在、住民間においては、さまざまな意見がある。そもそも統合庁舎建設は合併協議会の中での決定であり、十分な住民意向を反映したものであるのではない。合併協議会で決まったこととして固定的に取り組むことは、社会情勢からも無理があると同時に、進歩がないのではないか。行政の遂行に当たって大事なことは、住民意向がどこにあるのか、今の時点で何が最良であるかを判断するのが、住民から

付託を受けた議会や行政の役割である。

4、統合新庁舎必要論に対する反論。いろいろ統合庁舎に対しての意見があります。それに対して、私なりにまとめました反論を述べさせていただきます。

意見として、1番、現本庁舎は老朽化しており、耐震基準に合致していない。また、規模も十分でない。

反論。現阿波本庁舎は、築28年、今やったら29年になってますかね、であり、十分耐用年数内であるとともに、支所機能の存続と集中改革プランによる100人を超える職員削減が見込まれていることを考えれば、大規模な施設は必要でなく、現庁舎の一部の増改築で十分対応可能である。耐震対策については、必要最小限の改良で対応できる。

意見2番、本庁方式でないと、行政改革の効果が発揮できない。

反論。行財政改革の中心は組織の見直しと人員削減が大きな要素である。財政削減効果の最大の要素は人件費の削減であり、この割合が約95%を占めており、一般事務経費節減による削減の割合は5%程度でしかない。また、人員削減は、本庁舎に統一しなければできないものではなく、現在阿波市においては下記のとおり集中改革プランにより、前倒しで人員削減が進んでいる。今のこの体系の中で、人員削減というのは、計画より前倒しで進んでおります。この数字を見ていただければ、平成20年度は、定数約473人の計画でありました。しかしながら、実績として455人、18人前倒しで進んでおります。平成17年の494人からいえば、早くも4年目で39人の減というのが進んでいっております。

意見3番、現各支所を残すことは、施設の維持管理費が多大となって残る。

反論。最少の人員で最小の規模の支所機能を残すとすれば、現支所庁舎は廃止し、管理経費節減に寄与し、かわりの支所は、近隣の小規模公共施設を活用することにより、経費も大幅に安く運営できる。それぞれの地域には、いろんな公共施設、立派な公共施設がまだあるわけなので、その活用とあわせて考えたらどうかということでございます。

意見4、組織が分散しており、利便性が悪い。

反論。企画財政や議会等、行政の基幹的なものは、本庁舎において執行されるものである。一般市民が通常で求める行政サービスは、住民票の交付、住民税や国民健康保険等の窓口業務や簡易な環境基盤の整備等が大半であり、市民の立場を考えると、本庁に統合するよりも、身近な支所で対応すべきである。庁舎が分散していることで利便性が阻害されるのは、限られた人、組織であり、一般住民においては直接大きな影響はないと考え

る。また、職員の業務遂行に当たり、移動時間がかかり不効率という意見があるが、現在の進化した車社会の中では、大きな支障はないと考える。例えば、これでこの前の委員会のときに、公用車の減とかという話がありました。まとまったり、組織を小さくしないと、公用車が減らないと、公用車を減らすことによって経費削減につながるという話もしました。公用車の減というのは、職員の数というものに大きく要素が左右されるんじゃないかなと思います。職員数がこうやって減っていくという中で、このことも100%は当たらないというふうに考えます。

意見5番、本庁舎に一体化した事務組織でなければ、職員の一体感、意欲が希薄となり、事業効率の低下を来す。

反論。職員の一体感や意欲の問題は、統合庁舎や枠組みがなければできないものではなく、職場教育や円満な職場環境による一人一人の意識改革が重要な要素と考える。

意見6番、災害対策の拠点として機能を果たさない。

反論。現本庁舎に必要な耐震対策を講じることにより、拠点施設として対応できるものであり、災害時実質的に求められるのは、体育館や広場である。また、支所を存続することにより、災害時に求められる初期対応や地元に着した地域拠点となるものであり、特に災害時においては、近くの拠点が求められる。本当に、災害時というのは、確かに統括的拠点というのは本庁舎というところがあるかと思いますが。そのところには、そういう制御機能というものは必要かと思いますが、現場の災害時のその時点時点におきましたら、体育館だとか学校施設だとか広場とか、そういうものがまずどうかということじゃないかなというふうに思います。

意見7番、庁舎建設は、合併協議会で決まっていることであり、これを取りやめることは、旧土成町民を裏切ることになるのではないかと。

反論。確かに、土成町民への配慮という観点からは問題であると考えますが、本市の将来にわたるあり方を考え、よりよい選択のためには、時と場合によって変わることがあってもやむを得ないのではないかと。旧土成町民に配慮して、統合庁舎の代替案として旧土成庁舎敷地に阿波市民交流拠点として、市民会館等の建設を検討することも考えられるということで、新たな統合庁舎は必要はないのではないかとというふうに考えます。

重ねて言えば、合併後3年が経過した今、住民生活において市民レベルで考えれば、不自由はさほど来していないということが大方の意見じゃないかなと思います。例えば、ある私の土成町の友人は、この3年間阿波の本庁舎へ来たことがなかった、来る必要がなか

ったという意見等あります。一般の住民のレベルといいますか、その段階では、そういうことが言えるんじゃないんでしょうか。

そして、重ねてもう一つ、日本の将来、地方自治体の今後の動向を見ていると、道州制への移行、再度の合併等、どう変わるかわからない面があり、今立派な庁舎を建てることは、非常に危険な選択であるというふうに考えます。お隣の吉野川市における、旧各町の庁舎というものが、その時点ではいい選択だったかもわかりませんが、今となったら何かむなし、もったいないというふうなことが見受けられるわけなんです。

結論。合併になった阿波市の将来を見据えたまちづくりのためには、やらなければいけない、予算をつぎ込まなければいけない課題がたくさんあります。統合新庁舎建設については、現在の施設の有効活用を図ることとし、新庁舎の建設は中止すべきと考えます。したがって、直接住民サービスにつながらない新庁舎の建設に結びつく本基金条例について反対をいたします。

以上、反対の意見を述べさせてもらいました。

○議長（稲岡正一君） 次に、賛成者の発言を許可いたしたいと思います。

18番出口治男君。

○18番（出口治男君） ただいま議長より許可がありましたので、阿波市市庁舎建設基金条例について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成17年4月、板野郡吉野町及び土成町並びに阿波郡市場町及び阿波町の4町が合併をし、新しい町「阿波市」が誕生いたしました。県北の中心都市としての役割を果たすべく、大きな期待を込めて高らかに産声を上げたわけでございます。

合併後4年目を迎えた今、順調に歩みを進めてきたわけではありますが、ただ残念なことに、合併の大きな目的の一つである行政拠点の集約による行財政改革がいまだに実現されておられません。

現在もなお、従前と変わりもなく、老朽化した旧町の庁舎を使用し、当然行政の組織も窓口も集約できないまま、担当部署あるいは用件によって、土成だ、吉野だ、市場だ、はたまた阿波だと旧町間を走り回され、住民にとっては非常に迷惑と不便を来す状況となっております。本市が理想として目指す行政サービスの姿からは、大きくかけ離れた無駄と低下を招いております。

庁舎建設については、現在使用している旧4町の庁舎を修繕して使えばいいという意見もあるようですが、旧4町の庁舎はどこも老朽化が進んでおり、続けて使用するために

は、大がかりな耐震補強工事と、さらには大規模な改造工事が必要であり、非常に効率の悪い多額の費用がかかると予想されます。しかも、こうした耐震補強工事等を加えたとしても、建物自体の耐用年数が飛躍的に延びるわけでもなく、10年、15年のとりあえずの延命措置を施すだけのことなのです。果たして、これが最善の策と言えるでしょうか。今こそ、将来を見据えた、しっかりと根をおろした庁舎建設が必要なのではないのでしょうか。

また一方では、現在旧町4カ所で行政事務を行っているわけですが、重複事務あるいは重複経費も非常に多く、大きな無駄が生じております。庁舎建設を行い、こうした状況を整理統合することによって、人員の削減、行政のスリム化等を図ることができ、合併の大きな目標である行財政改革の実現につながっていくと考えております。

元来、行政並びに市庁舎に期待される役割は、1つ目として、より高度な住民サービスの提供であり、効率的で機能的な行政サービスの拠点としての役割であります。

次に、2つ目としては、自治体の責務である災害非常時における備蓄設備を備えた防災・情報拠点としての役割であり、そして3つ目に、市民の一体感を図ることができるような新市全体のシンボリックな施設としての役割であると思っております。

今から五十数年前のことになりますが、板野郡御所村と阿波郡土成村が合併し、新たに板野郡土成町が発足した当時も、合併6年後にしてようやく、合併時の申し合わせのとおり、待望の新庁舎が落成いたしました。そして、それを契機に、同じ町民としての連帯感がより深まったと聞いております。まさに、時代は変わっても、人の感情は全く同じだと確信しております。

また、今議会に報告されております阿波市財政健全化判断比率等々の数値を拝見いたしました。実質公債費率、将来負担比率等、どの数値をとりましても、危険と言われる基準数値を大きく下回っており、現在さらに将来における財政運営は、厳しい中にも順調な健全経営ができています、さらにはできていくと確信しております。

こうした現状を踏まえ、この基金条例を制定し、住民が期待する役割を担うことができるような庁舎建設が一刻も早く実現の運びとなりますよう切に望む次第であります。

阿波市市庁舎建設基金条例は、ぜひ必要です。議員各位の良識ある判断を切にお願いをして、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 次に、反対者の松永渉君の発言の許可をいたします。

松永君。

○6番（松永 渉君） 議長の許可を得ましたので、庁舎建設基金条例の反対討論を始めたいと思います。

まず、反対の理由の1点目には、庁舎建設に反対する市民が6割以上いると考えるからであります。庁舎建設については、合併前に市民レベルでの議論がなされていないばかりか、その後も市民に対する十分な情報公開と説明責任が果たされていないため、アンケート調査を行えば、市民の6割以上が庁舎建設に反対すると考えられる。このような状況の中で、市民の代表である議員として、庁舎建設は賛成できない。

2点目には、庁舎建設に対する財政の見通しが立たない。財政状況を見ると、集中改革プランなどで平成26年までに20億円の経費削減をした上に、経常経費の増加1億7,000万円と建設基金5億円の合計6億7,000万円もの歳出が増加する。そのため、集中改革プランで低下している市民サービスが、さらに大きく低下する。また、平成26年庁舎建設後の交付税は一本裁定となり、14億円の削減となる。さらに、新庁舎の公債費や維持管理費を加えると、歳入が年間3億円減少し、歳出が年間1億円ふえる厳しい財政状況が発生する。平成30年ごろまでには、約40億円以上の経費削減が必要であり、市民サービスが低下するばかりではなく、財政は危機的状況になる可能性もあり、財政見通しの立たない状況で建設すべきではない。

3点目には、今の庁舎がもたない。新庁舎建設の緊急性や必要性が低い。この庁舎の耐用年数を考えると、20年は十分に対応できる。特例債の期限や補助だけを考え、箱物を建てることは危険であり、時代おくれである。地方分権時代は、必要な時期に、身の丈に合った、簡素で効率的な庁舎建設を考えるべきである。例えば、一般財源20億円だけで250人規模の庁舎建設も考えなければならない時代である。合併後、合併して何ひとつよいことがないという多くの市民の声があらわしているとおおり、市民の税負担が増し、行政サービスの低下が続いている。

これからの若者は、人口減少による多額の税負担を背負い、お年寄りには、年金や医療制度改革によって年金が減額されるばかりか、保険料が年金から天引きされることとなり、年金で食べるだけの生活から食べることも許されない天引き制度ができていく。庁舎は、阿波市のシンボルではなく、公僕の仕事場であり、新庁舎建設は、行政が行う事業で最も優先順位の低いものである。今阿波市が優先すべきことは、若者の働く場の確保であり、高齢者の生活を守ることである。新庁舎建設は、阿波市の力で、市民の所得が向上し、地方税が増加したときに行うべきものである。その道筋の説明責任さえ果たしていない現状

で、庁舎建設の基金条例を制定することは許されない。見識豊かな議員の皆様には、庁舎建設基金条例の制定に反対することをお願いして、反対討論といたします。

○議長（稲岡正一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

報告第4号平成19年度阿波市一般会計継続費精算報告書についてから報告第5号平成19年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてを一括採決いたします。

委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号及び報告第5号は原案のとおり承認されました。

議案第57号平成19年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第66号平成19年度阿波市水道事業会計決算認定についてまでを一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも認定です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第66号までは原案のとおり認定されました。

議案第67号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第70号阿波市市庁舎建設基金条例の制定についてを起立採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（稲岡正一君） 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号阿波市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第74号動産の取得について（消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の購入）までの計4件を一括採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号までは原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲岡正一君） 日程第20、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げます。

今回、現在人権擁護委員でございます吉岡さんが一身上の都合で、どうしても辞職をしたいというお申し出がございました。いろいろお勧めをしましたが、やむを得ないということで、この12月をもって任期満了で退任されるということになりました。

そこで、新しい方を推薦をいたしまして、法務大臣に対しまして推薦をしていきたいと思ひます。その前段階といたしまして、議会の皆様のご同意をいただくべく諮問をする次第でございます。

今回新しく人権擁護委員として候補者といたしまして推薦したい方は、現在阿波市吉野町西条字東須賀148番地1、お名前は西村久江さんでございます。生年月日につきましては、昭和23年7月2日生まれでございます。

この方は、合併まで吉野町の教育委員として活躍をされておった方ございまして、特に人権問題につきましてはご熱心であるというふうに向つております。この方は、人権擁護委員として適任であるということで、今回議会の皆様のご意見を求めるものでございます。

西村さんは、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があるため、人権擁護委員といたしまして適任者であると考えましてご提案をする次第でございます。何とぞ議会の皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり適任として答申いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よつて、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第21 発議第6号 阿波市議会議員の定数を定める条例について

○議長（稲岡正一君） 日程第21、発議第6号阿波市議会議員の定数を定める条例についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

吉川精二君。

○22番（吉川精二君） ただいま議長より発言の機会をいただきましたので、追加議案として提出をさせていただきました発議第6号、平成20年9月18日の提出でございます。

提出者、吉川精二。賛成議員、出口治男君、江澤信明君、岩本雅雄君、松永渉君、稲井隆伸君、篠原啓治君、正木文男君、吉田正君、笠井高章君、三木康弘君、阿部雅志君、三浦三一君、児玉敬二君、以上の賛成議員の同意を得まして、提出をいたしております。

阿波市議会議員の定数を定める条例について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び阿波市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

阿波市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。阿波市議会議員の定数を定める条例（平成17年阿波市条例第195号）の一部を次のように改正する。「22人」を「20人」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿波市議会議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の以降初めての期日を告示される一般選挙から適用するという議案でございます。

続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

阿波市議会議員定数の削減について。本市の財政状況は、平成12年の改正地方分権推進法の施行に伴い実施された第1期地方分権改革中の三位一体の改革で、ある程度所得税から個人住民税へ税源移譲をされましたが、反面、地方交付税や国庫補助・負担金が大幅に削減される結果となりました。

また、平成19年4月1日には、地方分権改革推進法が施行され、第2期地方分権改革について議論が展開をされており、国と地方の役割分担の見直しや国庫補助・負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革が検討をされております。

一方、本市自主財源の根幹である市民税のうち個人住民税は、少子・高齢化の進展や原油価格の高騰が基幹産業である施設園芸等の農業経営や長期間好調を持続してきた景気に悪影響を及ぼしており、増収はほとんど見込めないため、財政は大変厳しい状況であります。

こうした中、本市では、平成17年度に行財政改革推進のため策定された集中改革プランの着実な実施により自己改革を推進しており、定員管理や指定管理者制度の導入及び経営経費の削減により、健全財政の構築に一定の成果を上げている。

このことから、市議会としても、行政と同様、みずからが範を示し、積極的に自己改革を行うことが重要と考えます。現在の議員定数は、阿波市議会議員の定数を定める条例により22人とされていますが、2名削減して定数を20人としても、本議会を初め各常任委員会においても充実した議論が展開されると確信をいたしております。

見識豊かな議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（稲岡正一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております発議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたしたいと思います。

反対者、10番木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、10番木村松雄、反対討論をいたします。

発議第6号阿波市議会議員の定数を定める条例について、反対の立場で討論をいたします。

ご承知のように、本市は合併をして4年目でございます。正確には3年数カ月でございますが、この間に市議会は、小笠原市政のもと、市発展のためいろいろな問題政策に取り組んでまいりました。しかしながら、まだまだ成熟した、安定した、熟成したものとは言いがたい、発展途上でございます。阿波市議会の議員定数については、合併当初は特例により68名の議員が1年間在職し、この間に合併協議会で決定されていた定数を24名から22に削減をいたしました。このときも、68人の議員さまざまな議論を重ねて、最終的に出した決定が22人とするものでございました。22人の定数で平成18年に選挙をされてから、まだわずか2年余りでございます。阿波市の地域間格差等、まだまだこれから基盤づくりが必要であると思います。このような時期に議員定数削減はすべきでないと考えます。

議会は、行政のチェック機関でございます。また、市民の幅広い要望、声の代弁者として、行政にお届けするのも議員の使命でございます。将来的には削減も視野に入ろうかと思いますが、現時点においては22人がベストと考えます。したがって、本案には強く反対をいたします。もし経費の分を理由に上げるならば、議員の報酬をカットまたは下げるべきだと考えます。議員各位の良識あるご判断をお願い申し上げます。

以上で発議第6号に対する反対討論といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（稲岡正一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

6番松永渉君。

○6番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、6番松永渉、議員定数削減の賛成討論を始めたいと思います。

全国の市議会旬報ですかね、先月出ましたけれども、法定上限数が26人のところで約8割の市議会が議員数を削減しています。その平均が、1市当たり平均6.8人、ということは、全国平均で言うと、8割は19.7人であるということでもあります。それとまた、今月出されました報酬についてでありますけれども、人口5万人未満のところは、平成19年12月31日には32万4,600円ということになっております。人事院勧告でもわかりますとおり、徳島県というのは全国平均より4.8%低い地域であります。さらには、徳島県の財政力指数を考えますと、5%ほど阿波市というところは落ちてます。それらのことを考えますと、定数20人、それから報酬ともに、全国市議会の平均と整合性があるということでもあります。

これを前提に置きまして、賛成討論をさせていただきたいと思います。

阿波市の現状は、今まで私たちが経験したことのない少子・高齢化による人口減少時代となり、経済が縮小し、税収が減少しています。また、中央集権から地方分権時代となり、地方交付税や補助金の削減などにより、地方財政は逼迫し、思い切った構造改革や意識改革が迫られています。

私たち議員においても、理事者や職員が報酬カットや職員数の削減をし、財政再建に努力している中、行政のチェック機関である議員の人数も削減する必要があります。議員が20人になっても市政に民意を反映することは最も大切な議員の仕事であります。県民の半分以上が月収20万円以下で毎日働き、その税金から議員は報酬をいただいています。市民の代表として、また全体の奉仕者として議員活動を専門化することで、20人になっても、今まで以上に民意を市政に反映できると私は考えています。

子供たちが生まれた時点で、国、地方の借金を800万円以上背負わなければならない現状を認識し、この責任は議員自身にもあると認め、政治責任を明確にした意識改革の上で、議会改革に取り組まなければなりません。今こそ、議員から範を示し、思い切った行政の意識改革、構造改革に取り組む入り口として、議員定数20人にしなければならないと思っております。

見識豊かな議員の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 以上で討論を終結いたします。

発議第6号阿波市議会議員の定数を定める条例についてを起立採決をいたしたいと思えます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（稲岡正一君） 起立多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 発議第7号 地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（稲岡正一君） 日程第22、発議第7号地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番岩本雅雄君。

○12番（岩本雅雄君） 先ほど委員長報告の中でもお話しいたしましたが、ただいま議長よりご指名をいただきましたので、提案理由の説明をいたします。

先日の産業建設常任委員会の中で、賛成者、笠井さん、松永さん、稲井さん、月岡さん、吉田さん、児玉さん、産業建設常任委員全員で提案をいたしたいと思えます。

それでは、朗読して説明を申し上げます。

地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を求める意見書（案）について。

本年5月13日、国において、また6月27日には、経済財政改革基本方針2008骨太の方針でも、道路特定財源などに関する基本方針が閣議決定され、平成21年度から一般財源化することとされ、現在その具体化に向け本格的な議論が行われているところであります。

しかしながら、阿波市の道路事情は市民生活や社会経済活動の大部分を道路に依存しているにもかかわらず、道路整備の水準は全国的に見ておこなっているのが実情であります。市民生活に不可欠な生活道路整備、防災対策や老朽化している既存施設の適切な維持管理など、解決すべき課題が数多く残っております。これまで、それらの問題解決のため道路特定財源に加え、多額の一般財源と地方債を充当し、重点的に取り組んでまいりました。

そこで、道路特定財源の一般財源化に当たっては、阿波市を初め、おこなっている地方の道路整備が切り捨てられることがないこと並びに地方の道路整備に必要な道路財源が十分に確保されるよう国に対して次の事項について要望するものであります。

1、地域間格差是正の観点から、地方にとって真に必要な道路整備が着実に進められるよう道路特定財源の一般財源化に当たり地方財源の充実強化につながる制度設計とすること。特に、地域の道路整備を支えている地方道路整備臨時交付金を存続、拡充し、これまで以上に地方の道路整備財源の優先確保を図ること。

2、地方にとって、真に必要な道路整備を新たな道路整備計画に明確に位置づけ、その整備を着実に推進すること。

3、本州四国連絡道路の整備効果を生かし、地域の活性化を図るため、必要な財源を確保し、料金引き下げや割引導入など、抜本的な料金体系の見直しを行うこと。

4、地域経済の活性化と観光、交流をより一層推進するため、四国8の字ネットワークの早期整備を図るとともに、暫定2車線区間の4車線化を図ること。

5、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定されている地域における地震対策の重要性、緊急性を十分配慮し、緊急輸送道路の整備を推進するとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

6、今後、橋梁等の道路整備が急速に老朽化することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性を確保するため、適時適切な修繕等を行えるよう必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月24日。徳島県阿波市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。協力要望先、県選出国會議員。

以上であります。よろしくご議決いただけますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号地方の道路整備の促進と道路整備財源の確保を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第23 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について

○議長（稲岡正一君） 日程第23、推薦第2号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会委員の任期は9月30日をもって満了いたしますので、農業委員会等に関する法律第12号第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員の推薦を行います。

お諮りいたします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

農業委員会委員には、岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君の以上の4名を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君の退席を求めます。

〔岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君 退席〕

○議長（稲岡正一君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名を議会推薦に係る農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

〔岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君 入場〕

○議長（稲岡正一君） ただいま推薦された岩本雅雄君、吉川精二君、木村松雄君、三浦三一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

~~~~~

日程第24 議案第75号 教育委員会委員の任命について

○議長（稲岡正一君） 日程第24、議案第75号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議案第75号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

今回教育委員に任命したいという方は、次の方でございます。

住所は、阿波市阿波町大原93番地1。お名前は、安田佳子さんでございます。生年月日は、昭和38年2月27日でございます。この方を新しく教育委員に任命したいと思います。

安田さんは、人格高潔で、教育に対する識見も高く、教育委員会委員として適任者であ

ると考えますので、議会の皆様のご同意をお願い申し上げるためにご提案をいたしました。

なお、この方の任期は、平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間となっております。

なお、安田さんにつきましては、阿波市の主任児童委員を、現在2期目でございますが、務めております。また、阿波警察署の協議会の委員も6年されております。同時に、久勝小学校の学校評議委員もされています。また、ボランティア「お話ベルの会」の会長もしております。非常にご熱心な方でございますので、何とぞ議会議員皆様のご同意をお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第75号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

## 日程第 2 5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（稲岡正一君） 日程第 2 5、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして市長からごあいさつをお願いしたいと思います。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月3日に開会以来、本日まで22日間の長きにわたり開催されてまいりました。今議会に提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご決議いただきましてまことにありがとうございました。

また、この過程におきまして、いろいろな議論があったわけですが、阿北環境整備組合の直接搬入につき、私の軽率な判断によりまして議員各位にいろいろご迷惑をかけたことを深く反省をしております。また、上板のことにつきましては、実は上板町議会と阿波市議会じゃなくして、上板町民と阿北環境整備組合ということもよく考え、いろいろ今後対応していかなくちゃならないというふうに思っています。

今議会に賜りました貴重なご意見につきましては、今後の市政運営に十分に反映をしてみたいと考えております。

これから実りの秋を迎える季節となってまいりましたが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意され、引き続き市政発展のためにご指導、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

○議長（稲岡正一君） これで本日の会議を閉じます。

平成20年第3回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後0時28分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員